

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

測量計画機関である上尾市大谷北部第二土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市大谷北部第二土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

公共測量（3級基準点測量）

三 作業地域

上尾市西部

四 作業期間

令和二年七月二十七日から令和三年三月十九日まで